

平成 23 年度第 1 期工事定期監査の結果に基づき講じた措置等（建設局）

建設局

指摘の概要	措置内容	措置状況
(2) 積算		
ア 多目的照明柱の積算 本工事は、灘区の山手幹線において道路の拡幅と電線共同溝の整備を行う工事であり、電線類の地中化と併せて道路照明柱に信号機を複合させた多目的照明柱を整備することとしている。 「神戸市土木工事標準積算基準書」によれば、単価の採用順位は、①本市単価、②物価資料、③調査価格等若しくは特別調査となっている。 しかし、本工事では多目的照明柱の 1kg 当たりの製作単価が物価資料に掲載されているにもかかわらず、柱 1 本当たりの調査価格を採用し間接工事費（共通仮設費、現場管理費）の対象としていたため過大となっていた。 積算基準に基づき適切に積算すべきである。 （建設局道路部工務課（旧都市計画総局計画部工務課）） [No.11 山手幹線(灘)街路築造工事その 3]	下記会議で指摘内容の説明と再発防止徹底を依頼した。 ・建設事務所所長会 平成 23 年 10 月 4 日 ・建設事務所副所長会 平成 23 年 9 月 15 日 ・道路部工務課課内会議 平成 23 年 9 月 14 日 ・建設局土木関係係長会 平成 23 年 10 月 5 日 また、各係会にて担当者まで周知した。 ・道路部工務課主査ライン係会 平成 23 年 9 月 14 日 ・東部建設事務所安全推進係会 平成 23 年 9 月 20 日 ・垂水建設事務所安全推進係会 平成 23 年 10 月 7 日 なお、本指摘事項については、請負人と協議の上、適切な積算で設計を行った。 平成 24 年 2 月 28 日 多目的照明柱の積算の考え方については、土木工事積算基準書の内容を分かりやすく説明した通知文を、土木積算部会事務局(建設局道路部技術管理室)から土木積算に関係する部署へ通知した。 平成 24 年 3 月 13 日	措置済